

こども主体での防災・復興の体制を —こども環境学からの提言—

三輪律江

公益社団法人こども環境学会・副会長
横浜市立大学大学院都市社会文化研究科・教授 博士(工学)
専門: 建築・都市計画、参画型まちづくり、こども環境、環境心理学

本日の流れ

1. こども環境学とは

こども環境学会が行ってきた災害・復興に関する取組とそのための視点

2. 災害時の子どもの意見を考える国際的枠組み・国内での枠組み

3. 子どもたちの声を聴くとはどういうことか

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン(以下SCJ)

「2024年能登半島地震子どもアンケート」報告などから

4. 子ども・子育て期の保護者を参加の主体として位置づけるために

【本日のポイント】

子ども・子育て期の親を 参加の主体とした防災教育・復興計画を

■ 参加する主体としての子ども・子育て期の親・支援者

子どもは防災教育や災害伝承の**客体ではなく主体に**

■ 子どもの声を聴くというスキルの必要性

- ・「大人に伝えたいことはない」も子どもの意見表明
- ・「伝えたいことはない」の背景を探り支援に活かす
- ・子どもが意見を伝える機会・環境をつくる

■ 胎児期から18才までをトータルに(特に未就学児)を長期で見据える

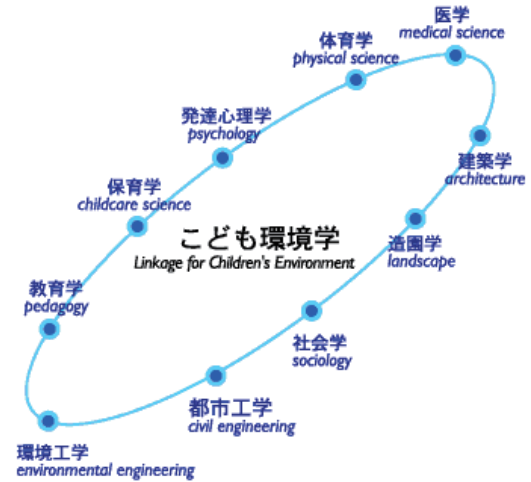
■ 日常生活のなかで子どもと共に防災教育・災害伝承を

『こども環境学』とは

こどもを取り巻く分野横断的な総合科学

未来を担うこども達が心身ともに元気に成育できる環境を保障するため、

- ・学問領域を超えて、
 - ・研究者や実践者が集い、
 - ・こどもを取り巻く環境=こども環境について
共に研究・提言し、実践していく
- ことで、よりよい成育環境を実現していく必要
⇒『こども環境学会』設立趣旨



こども環境学会が行ってきた 災害・復興に関する取組とそのための視点

- 学会としての災害支援活動
- 災害復興支援部会

- ・子どもの育ちを軸に、胎児期から18才までトータルに考えた取り組みと
なっているか（年齢・領域横断）
- ・災害への備えと対応に欠かせない平時からの防災教育・災害伝承
その時、子どもがそれらの主体となっているか

こども環境学会としての災害支援活動

■ 緊急時の支援

- ・「東日本大震災にかかる行動計画」策定 ・被災地（岩手県・宮城県・福島県）の実態調査

■ 中期的支援

- ・「こどもが元気に育つ復興まちづくりガイドライン」作成
- ・福島県との包括連携協定締結
- ・「東日本大震災復興プラン国際提案競技」の実施
- ・「こどもたちを遊びで元気にする保育環境改善アドバイス」事業（熊本地震後）

■ 長期的支援

- ・「ふくしまっこ遊び力育成プログラム」作成
- ・子どものからだ・こころを育む遊び力普及事業 等

■ 10年目以降の取り組み

- ・ふくしま保育環境向上支援事業
- ・ふくしま魅力あふれる保育環境づくり支援事業

2011年4月28日「東日本大震災にかける行動計画」

<基本理念>

1. 子どもの成育環境の視点に立った復興支援
2. **子どもの声に耳を傾け、子ども自身の回復力を被災地の活力とする支援**
3. 復興計画における子どもにやさしいまちづくりへの支援

<基本方針>

1. 子どもたちの安全・安心な成育環境を保障する支援
2. 歴史・文化やきずな等を継承する地域力の再生
3. ハードからソフトまでの総合的な支援
4. 短期、中期、長期の継続的な支援
5. 国や自治体との連携
6. 国内外で活動する様々な支援組織との連携
7. 被災地に拠点を設けた具体的な支援

緊急支援 (2〜3か月以内)

- ◆子どもの心のケアを行う (PTSD等の予防)
 - 子どもの心に寄り添うことを目的とする
 - 元気に見える子どもも何らかの心の傷、ストレスを抱えている可能性への配慮
 - 子どもの心のケアには大人にも配慮する必要がある
 - ⇒専門家(児童精神科医、小児科医、臨床心理士、児童福祉司等)の派遣
- ◆子どもの日常生活の回復に向けた支援
 - 子どもが日常生活を取り戻し、元気になることが復興への道
 - 被災者の大人や職が被災者によって子どもを元気にできない現状への支援
 - 一緒に遊ぶなど、勉強するなど、子どもの手を離すことの重要性
 - ⇒子ども相談アドバイザー、プレイリーダー等の派遣
 - ⇒避難所における遊び場の確保、習熟遊び場づくり、プレイバス巡回等
- ◆乳幼児とその家族のための支援
 - 最長最善であり、かつ最悪でも行き場がない乳幼児とその家族に對しての支援
 - 子どもにストレスを軽減すること、母親との関係づくりへの支援
 - ⇒保育士、プレイリーダー、保健師等の派遣
 - ⇒自主保育、子育てサークル、ひらび活動の実施等
- ◆子どもにやさしいまちづくり(生活空間・都市機能)に向けた意見募集・支援プログラムの提案
 - 子どもの視点を中心とした再生プログラムの立案
 - 国内外から子どもにやさしいまちづくりのアイデアを募集するプログラム(建築設計)等の実施
 - 建築、都市、観光、観光など日常生活を基にしたから地域の復興に配慮した多様な再生提案
 - 地元住民、子どもたちの参加によるまちづくりの推進
 - 国・自治体の復興推進に子どもにやさしいまちづくりの重要性
 - 避難所や仮設住宅の設置から子どもにやさしい環境形成の推進
 - ⇒専門家(建築・都市計画、まちづくり、こども参画等)の派遣

中期的支援 (1年〜2年)

- ◆子どもの心のケアを行う **⇒継続**
 - 避難所が無くなってからのケア拠点づくりの支援
 - 学校、幼稚園、保育所等との連携による継続的な支援
 - 被災地における活動の中で現場スタッフのメンタルヘルスへの支援
 - ⇒専門家(児童精神科医、小児科医、臨床心理士、児童福祉司)に加え、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の派遣
- ◆子どもの日常生活の回復に向けた支援 **⇒継続**
 - 被災地の中で子どもの遊びを見守る者、大人の復興(専門家との協働)
 - あそびの重要性について、子どもを待つ親に対する啓発活動
 - 長期にわたる活動の中で現場スタッフへの関係支援
 - ⇒子ども相談アドバイザー、プレイリーダー等の派遣、地域の若者・大人の協働
 - ⇒避難所における遊び場の確保、習熟遊び場づくり、プレイバス巡回等の継続
- ◆乳幼児とその家族のための支援 **⇒継続**
 - 母子ともにストレスを軽減し、母親との関係づくりへの支援
 - 自主保育、子育てサークル、ひらび活動の支援
 - 長期にわたる支援活動における現場スタッフのメンタルヘルスへの支援
 - ⇒必要に応じた保育士、プレイリーダー、保健師等の派遣

長期的支援 (10年)

【3段階の行動計画】

各段階における具体的支援内容を明記

1. 緊急支援
2. 中期的支援(1〜2年)
3. 長期的支援(~10年)

◆子どもにやさしいまちづくり(生活空間・都市機能)に向けた指針策定支援

- ワークショップ実施による住民・子どものまちづくりへの参加
- 元々の場所へ戻る、新しい場所での生活を始める等、個別のケースにきめ細かく対応
- 自治体の指針づくりへの専門的支援
- 海外のCPC等に関わる専門家との連携支援
- 子育て環境としてのコレクティブハウジングの提案
- 子どもの育ちと学習環境の見直しに関する提言
- 子どもの遊び環境の視座をもったまちづくりの提言
- 地域に子どもの参加や子どもにやさしいまちづくりを推進するコーディネーター・組織の育成
- ⇒専門家(建築・都市計画、まちづくり、こども参画等)の派遣

◆子どもにやさしいまちづくり(生活空間・都市機能)の計画策定・実践支援

- ワークショップ実施による住民・子どものまちづくりへの参加
- 世代間交流による新たな生活環境でのコミュニティ再編支援
- 子育て環境としてのコレクティブハウジングの推進
- 子どもの育ちと学習環境の見直しの推進
- 子どもの遊び環境の視座をもったまちづくりの推進
- 自治体の復興づくりへの専門的支援
- 海外のCPC等に関わる専門家との連携支援
- 徒歩圏で成り立つ地域社会(教育、スポーツ、レクリエーション、商業、集会所、公共交通等)
- 地域に子どもの参加や子どもにやさしいまちづくりを推進するコーディネーター・組織の育成
- ⇒専門家(建築・都市計画、まちづくり、こども参画等)の派遣

2013年 福島県と公益社団法人こども環境学会との包括的な連携に関する協定書(協定の主な内容)

1. 知的資源、物的資源の活用

専門的見地からの助言及び支援、ネットワークの強化、学会からの研究成果の提供、県からの統計資料などの提供、学会が主催する各種行事への福島県の参画

2. 人材の育成に関すること

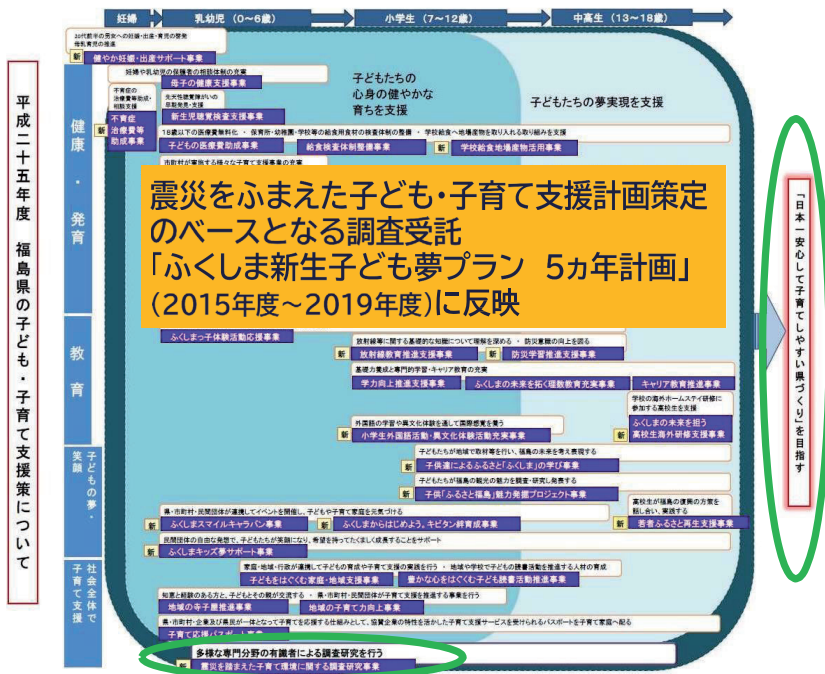
講演会・研修会の内容充実、講師の派遣、民間活動者の育成

3. 共同で実施する事業の企画、調整及び推進に関すること

調査研究事業の企画、遊びサポート事業の講演会企画

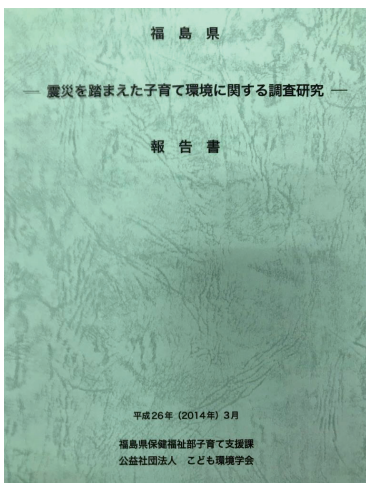
4. 情報発信の促進に関すること

学会による全国・世界への情報発信、県による子育て支援関係者への学会の活動紹介



福島県
2014年3月

震災をふまえた子育て環境に関する調査研究 福島県保健福祉部子育て支援課より受託



- ①県民アンケート調査
(子どもがいない人、就学前児童の保護者、小学校児童の保護者、計5,400人)
- ②子どもへのアンケート調査
(小学校5年生、中学校2年生、高校2年生、計3,260人)
- ③支援団体等への聞き取り調査
(県子育て・子育て環境づくり推進会議委員9名、保育所・幼稚園関係者、復興支援団体、遊び場運営者など19団体)
- ④子ども参画によるアクションリサーチ
(子どもの声を施策に反映するためのモデルとして中高生の参画によるWSを実施)
⇒今後の包括的な子ども・子育て施策の方向性の提案

子どもの遊び環境サポート事業

2015年3月 福島県保健福祉部子育て支援課より受託



「ふくしまっこ 遊び力育成プログラム」作成

- ①福島県の子どもの現状
体力・運動能力の低下
- ②遊びの原空間
多様な環境が多様な遊びを誘発する
- ③遊びの年齢段階
模倣遊びから運動遊びへ
- ④運動遊びから群れ遊びへ
36の基本の動き
- ⑤遊び環境づくりガイドライン
多様な遊び環境づくりに向けて

災害時の子どもの意見を捉える国際的枠組み

■ 国連子どもの権利条約(1989)

■ 国連子どもの権利委員会

一般的意見12号:

意見を聴かれる子どもの権利(2009) CRC/C/GC/12

■ 国連子どもの権利委員会

総括所見:日本第4-5回(2019) CRC/C/JPN/CO/4-5

パラ37気候変動が子どもの権利に及ぼす影響

意見は、opinionではなくview

災害時の子どもの意見を捉える国内の枠組み

こども基本法

(基本理念)第3条

- 3 全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 4 全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

(こども施策に対するこども等の意見の反映) 第11条

国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる。

災害時の子どもの意見を捉える国内の枠組み

こどもの居場所づくりに関する指針

第3章 こどもの居場所づくりを進めるに当たっての基本的な視点

3. 「ふやす」～多様なこどもの居場所がつくられる～

(5) 災害時におけるこどもの居場所づくり

災害時などの非常時こそ、こどもの声を聴き、こどもの権利を守ることが必要である。災害時においてこどもが居場所を持ち、遊びの機会等が確保されるよう配慮することは、こどもの心の回復の観点からも重要である。今後、避難所におけるこどもの遊び場や学習のためのスペースの設置など、まずは災害時におけるこどもの居場所づくりに関する実態把握を行うとともに、そうした実態を踏まえた施策の推進が求められる。

子どもたちの声を聴くとはどういうことか

前提: 災害など緊急事態下では子どもの声はないがしるにされがち

問い: 災害時の子どもの気持ちや考えはどのようなものか

分析の対象: 公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン (以下、SCJ)
「2024年能登半島地震子どもアンケート」

【目的】

子どもの権利の視点から、SCJ「2024年能登半島地震子どもアンケート」調査結果をもとに、災害など緊急事態下における、子どもの意見表明の捉え方・あり方を検討する。

災害時の子どもの気持ちや考えはどのようなものか

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン (以下、SCJ)
「2024年能登半島地震子どもアンケート」より

アンケート目的

- 2024年能登半島地震や復興について、子どもたちが思いや意見を述べられる機会を設けること
- 子どもたちの地震や復興についての思いや意見を把握すること

アンケート対象および実施状況

〈主な対象地域〉 石川県七尾市、穴水町、能登町、珠洲市、輪島市 (セーブ・ザ・チルドレン活動地域)

〈対象学年・年齢〉 小学4年生から高校生世代

〈回収期間〉 2024年7月1日から7月31日まで

〈回収方法〉 小中高校、特別支援学校、放課後児童クラブ、地域支援関係者を通じて、アンケート用紙の配布・回収、またはオンラインフォームの案内チラシの配布を行った。ほか、セーブ・ザ・チルドレンのウェブサイトやSNS (Facebook、X、Instagram) で回答の募集を行った。

〈有効回答数〉 **2,053件** (アンケート用紙: 1,764件、オンラインフォーム: 289件)

※詳細は、2025年4月11日に公開したアンケート結果報告書 (完全版) を参照→



【本報告の目的】

子どもの権利の視点から、SCJ「2024年能登半島地震子どもアンケート」調査結果をもとに、災害など緊急事態下における、子どもの意見表明の捉え方・あり方を検討する。

SCJ調査 (2024) からわかったこと

- 子どもたちは、災害に対して思い・考え・意見があるが、伝える機会や環境が保障されていない
 - 学習環境への不安・遊びやスポーツなど子どもの居場所の減少・体やこころへの影響への心配や支援を望む声
 - 声を政策決定者へ届けてほしいという回答の多さ
- おとなが災害時の子どもの捉え方を変える
子どもの声を聴き、防災・復興計画等に反映するしくみをつくる必要性

「いいえ」をどう捉えるか

能登半島地震やその後の生活について、大人や社会に伝えたいことがありますか

→「はい」36.8% 「**いいえ**」39.8%

→伝えたいことがない子どもが多いことをどう捉えればよいか
「いいえ」と回答した子どもの自由記述

「いいえ」と回答した子どもの自由記述

■能登半島地震について感じていること・考えたこと

→「**こわかった**」「**こわい**」などの気持ち

「じしんがこわい。おとを聞くのがこわい」(小5)

「初めて大きな地震を体験してとてもこわかったし、地震の影響で友達
が引っこして、さみしいです。」(中3)

「よる寝る前にフラッシュバックが起こり少し怖い」(高3)

「怖かった。もうちょっとしろにいたら、たなのしたじきだったから、感じ
たことがないような恐怖を感じた。他校の子と話して、友達が死んだり
した子がいたと知って、何ともいえない気持ちになった。」(中1)

「いいえ」と回答した子どもの自由記述

■アンケートの感想やセーブ・ザ・チルドレンに伝えたいこと

「自分の気持ちをすなおにかけてよかったです。」(輪島市、小4)

「こわかったことを今このアンケートにかけたのでちょっとすっきりしまし
た」(珠洲市、小6)

「大人などに直接言えないことを紙に書いて、良い」(能登町、中1)

「大人や社会に伝えたいことについて、改めて考えてみたいと思っ
た」(能登町、中2)

「政府に声を届けることができるアンケートはなかなかないと思うから
こういうアンケートはすごくいいと思った」(七尾市、高2)

「いいえ」と答えた子どもの自由記述

「いいえ」と答えた子どもの自由記述から考えられること

- 地震で感じた／感じている「こわさ」が十分受け止められていないのではないか
- 大人や社会に伝えたいことがないと答えた子どもたちであっても、アンケートを通して自分の気持ちや考えを言葉にして他者に伝えることに肯定的である
- 子どもの経験や気持ちが言葉になるには、それを聴くおとなの存在や安心できる場所、時間の積み重ねが必要である
- 災害時は平時よりも声をあげにくくなることを加味すれば、「いいえ」の多さは国や自治体に子どもの声を聴くしくみがじゅうぶんないことを示しているのではないか

改めて【本日のポイント】

子ども・子育て期の親を 参加の主体とした防災教育・復興計画を

- 参加する主体としての子ども・子育て期の親・支援者
子どもを防災教育や災害伝承の**客体ではなく主体に** **—こども家庭庁との連携は必須—**
- 子どもの声を聴くというスキルの必要性
 - ・「大人に伝えたいことはない」も子どもの意見表明
 - ・「伝えたいことはない」の背景を探り支援に活かす
 - ・子どもが意見を伝える機会・環境をつくる
- 胎児期から18才までをトータルに（忘れがちな**未就学児の主体**）を長期で見据える
- 日常生活のなかで子どもと共に防災教育・災害伝承を
—スモールスケールでの対応とそのための地方公共団体との連携—

ご清聴ありがとうございました。